

**水田・畑作・施設園芸等の農業者や集出荷施設等の従業員のみなさまは、国民への食料の安定供給等に重要な役割を担っています。**

**みなさまの中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。**

※「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」<[http://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_nou.pdf](http://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf)>

## 1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

### ○農業者・従業員等に感染予防策を要請します。

- ①体温の測定と記録
- ②発熱などの症状がある場合は、関係者への連絡と自宅待機
- ③37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、関係者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- ④屋内で作業をする場合は、できる限りマスクを着用  
多人数で行う場合等、状況に応じて換気を行う
- ⑤集出荷施設等への入退場時には手洗い、手指の消毒
- ⑥ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃



### ○会議・行事等の開催の必要性を検討し、開催する場合は風通しの悪い空間をなるべく作らないなど工夫してください。

## 2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

**患者が発生した場合は、保健所の指示に従い対応してください。**

- 患者が確認された場合には、関係者に周知するとともに、**保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者**と確定された農業関係者には、**14日間の自宅待機及び健康観察を実施**してください。
- 濃厚接触者と確定された農業関係者は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。

### 3 生産施設等の消毒の実施

○**保健所の指示に従って**、感染者が作業に従事した区域<sup>※1</sup>の消毒を実施します。

緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が作業に従事した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所<sup>※2</sup>を中心に、アルコール<sup>※3</sup>で拭き取り等を実施してください。

※1 生産施設、集出荷施設、事務室等

※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 消毒用エタノール(70%) 又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)

○**一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した施設等は**出荷停止や農産物廃棄などの対応をとる必要はありません。**

### 4 業務の継続

**あらかじめ地域の関係者が連携する体制の検討をお願いします。**

<想定される連携体制>

- ・ J A 等の生産部会
- ・ 農業法人のグループ
- ・ 集出荷事業者等を共有する集団
- ・ 集落



<検討事項（イメージ）>

- ・ 連絡窓口、連絡網の作成
- ・ 消毒資材、消毒要員の確保
- ・ 農作業代替要員のリスト作成
- ・ 代行する作業の明確化、優先順位付け、作業方法
- ・ 代替要員が確保できない場合の最低限の維持管理方法など

例えば

支援内容

**耕起作業や播種・育苗作業、水やり作業**など  
当面の営農活動継続のために**支援を必要とする作業**を  
検討し、**作業の優先順位付け**を行います。

支援要員

**周辺農業者や受託組織**の活用など、  
あらかじめ

① **誰(どの機関)**が

② **どの作業**を

支援するか役割を明確化します。

〔※ 労働力の確保状況を踏まえながら、  
優先順位に基づき、作業を実施しましょう。〕



※ 必要に応じて市町村等の関係機関に相談しましょう。

農林水産省は、みなさまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。